⑶　土木関係建設コンサルタント業務
①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は機械設計とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
②　建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
⑷　地質調査業務
①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
②　社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
⑸　補償関係コンサルタント業務
①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表第４（営業年数による付与数値）
35年以上　：30
25年以上　35年未満：25
15年以上　25年未満：20
５年以上　15年未満：15
５年未満：10

別記３　業種別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕
⑴　土木一式工事、建築一式工事
①　Ａ：１億5,000万円以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満
Ｄ：　600万円以上　2,000万円未満
Ｅ：　600万円未満
②　1200以上　：A
1000以上　1200未満：B
800以上　1000未満：C
600以上　800未満：D
600未満：E
⑵　⑴以外の工事
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：　400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：　400万円未満
②　950以上　：A
700以上　950未満：B
700未満：C
⑶　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：　200万円以上　1,000万円未満
Ｃ：　200万円未満
②　230以上　：A
170以上　230未満：B
170未満：C

競争参加者の資格に関する公示

美保㉔駐機場等整備土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成24年11月30日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　渡邉　一浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
１　工事名　美保㉔駐機場等整備土木その他工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　鳥取県境港市（航空自衛隊美保基地内）
３　工事概要
【土木工事】
駐機場地区
・アスファルト舗装工事　約3,000㎡
・コンクリート舗装工事　約35,000㎡
・排水工事　一式
・撤去工事　一式
・仮設工事　一式
コンパス整備場地区
・アスファルト舗装工事　約2,500㎡
・コンクリート舗装工事　約5,500㎡
・詳細図等作成業務　一式
【設備工事】
駐機場地区
・アスファルト舗装工事　約3,000㎡
・コンクリート舗装工事　約35,000㎡
上記の航空灯火設備一式、構内通信線路一式
４　工期　平成27年１月31日まで
５　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成24年11月30日から平成25年２月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成24年11月30日から同年12月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。
ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年11月30日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成24年12月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。